

横浜市環境影響評価技術指針

改定案（素案）

平成23年6月策定

令和7年〇月改定

この改定案（素案）は、審査会用資料として作成したものです。
今後、技術指針改定に係る検討の結果を踏まえ、内容を変更する
可能性があります。

横浜市

はじめに

横浜市では「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」（平成7年4月施行）において、環境影響評価制度を環境の保全及び創造を図るための重要な施策のひとつとして位置づけています。横浜市環境影響評価制度は、公害が著しかった昭和55年の横浜市環境影響評価指導指針制定に始まります。平成9年の環境影響評価法制定を受け、「横浜市環境影響評価条例」を平成11年6月12日から施行しました。その後、社会情勢の変化や環境影響評価法の改正、運用上の課題などに対応するため、平成22から23年度にかけて環境影響評価制度の改正を行いました。具体的には、「横浜市環境影響評価条例」及び「横浜市環境影響評価条例施行規則」の全部改正を行うとともに、「横浜市環境配慮指針」、「横浜市環境影響評価技術指針」を策定、事業の計画段階における環境配慮の手続を導入するなどの改正を行い、平成23年8月1日から施行しました。以降、条例に基づく環境影響評価手続を実施しており、これまでに100件を超える手続が実施されてきました。

横浜市環境影響評価は、関係法令に定められる基準等を満たすかどうかの視点からの「目標クリア型」ではなく、事業者により実行可能な範囲で環境影響が回避又は低減されているかの視点からの「ベスト追求型」を基本としています。現状で関係法令に定められる基準等を満たしていたり、下回っていたりする場合には、その基準等との比較だけではなく、現況をできるだけ悪化させないことが求められます。また、事業の実施により、マイナスの環境影響だけではなく、現況の環境の改善やより良好な環境の創造に寄与する場合も想定されます。そのような環境へのプラス面の効果がある場合には、評価の対象とします。

横浜市環境影響評価条例第4条第2項に記されているように、事業者は環境影響評価及び事後調査の重要性を深く認識し、自らの負担と責任において、環境影響評価、事後調査その他の手続を適切かつ円滑に行い、対象事業の実施による環境への負荷をできる限り回避又は低減するよう努めることを心がけてください。この技術指針が示す内容が全てではなく、個々の事業特性や地域特性に応じて、項目や手法の選定にメリハリを利かせるとともに、最新の科学的知見に基づき、必要な精度や利用可能な技術手法を適切に選択することが期待されています。

令和7年〇月
横浜市

目次

第1章	基本的事項	1
第1	技術指針で扱う事項	1
第2	技術指針で使用する用語	1
第3	図書等の作成に係る事項	2
第2章	計画段階配慮	4
第1	配慮書	4
1	配慮書の作成手順	4
2	配慮書の構成	4
第2	配慮市長意見見解書	6
1	配慮市長意見見解書の作成手順	6
2	配慮市長意見見解書の構成	6
第3章	環境影響評価	8
第1	方法書	8
1	方法書の作成手順	8
2	方法書の構成	11
第2	準備書	13
1	準備書の作成手順	13
2	準備書の構成	18
第3	準備書意見見解書	20
1	準備書意見見解書の作成手順	20
2	準備書意見見解書の構成	20
第4	評価書	21
1	評価書の作成手順	21
2	評価書の構成	21
第4章	事後調査	24
第1	事後調査の考え方	24
第2	事後調査計画書	25
1	事後調査計画書の作成手順	25
2	事後調査計画書の構成	25
第3	事後調査結果報告書	26
1	事後調査結果報告書の作成	26
2	事後調査結果報告書の構成	26
横浜市環境影響評価技術指針で使用する用語（五十音順）		28

第1章 基本的事項

第1 技術指針で扱う事項

1 横浜市環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）は、横浜市環境影響評価条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、環境影響評価及び事後調査の適切かつ円滑な実施を図るため、その技術的な事項に関する指針を定めたものである。

条例第6条第1項の規定に基づき策定された横浜市環境配慮指針（以下「配慮指針」という。）で取り扱う内容のうち、計画段階配慮書の記載事項については、技術指針で取り扱う。

【解説】

技術指針では、次の事項を扱います。

- (1) 環境影響評価項目
- (2) 調査、予測及び評価の手法
- (3) 事後調査の方法
- (4) その他環境影響評価及び事後調査に関し必要な事項

事業者（配慮書段階では計画段階事業者）は、条例の規定に基づいて、事業特性を整理し、地域特性を把握したうえで、配慮指針及び技術指針で示す手順に沿って次のことを行うものとします。

- ① 配慮指針に基づく計画段階での環境への配慮
- ② 環境影響評価項目の選定
- ③ 調査及び予測の手法の選定
- ④ 選定した環境影響評価項目ごとの調査、予測及び評価の実施
- ⑤ 事後調査の計画及び実施等

2 技術指針は、条例第7条第3項に基づき、常に適切な科学的判断を加え、必要があると認めるときは、改定するものとする。

【解説】

技術指針で定める調査や予測の方法等について、最新の合理的かつ客観的な知見が公表され、又は周知され、社会的な認知が得られている場合には、事業者（配慮書段階では計画段階事業者）はその知見を活用することができます。

第2 技術指針で使用する用語

技術指針で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。ただし、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

配慮書 計画段階配慮書（条例第57条の2を除く）をいう。

方法書 環境影響評価方法書（条例第58条を除く）をいう。

準備書 環境影響評価準備書（条例第59条を除く）をいう。

評価書 環境影響評価書をいう。

※囲み内の下線は、令和5年度第20回審査会（3/22）からの変更点です。

第3 図書等の作成に係る事項

1 条例では、配慮書から事後調査結果報告書までの一連の図書等の作成が必要となる。技術指針では、これらの図書等を作成するうえで必要な技術的事項について系統的にまとめた。
一連の図書等を作成する基本的な流れは、別図1に示すとおりである。

【解説】

事業者（配慮書段階では計画段階事業者）が作成及び提出する図書等に記載する事項は、条例及び横浜市環境影響評価条例施行規則（以下「規則」という。）に定められています。技術指針では、環境影響評価及び事後調査が適切かつ円滑に実施されるよう、図書等を作成する標準的な手順や構成を記載しています。

なお、計画段階配慮の趣旨、手順等は、配慮指針に定められたとおりですが、一連の図書等（配慮書、配慮市長意見見解書、方法書、準備書、準備書意見見解書、評価書、事後調査計画書及び事後調査結果報告書）の作成手順及び構成に統一性をもたせるため、配慮書の作成手順及び構成は、技術指針の第2章に記載しています。

2 作成する図書等は、できるだけ表や図等の視覚的資料を用いて、分かりやすく客観的に記載する。また、作成した図書等は、印刷物及び電磁的記録で提出するものとする。

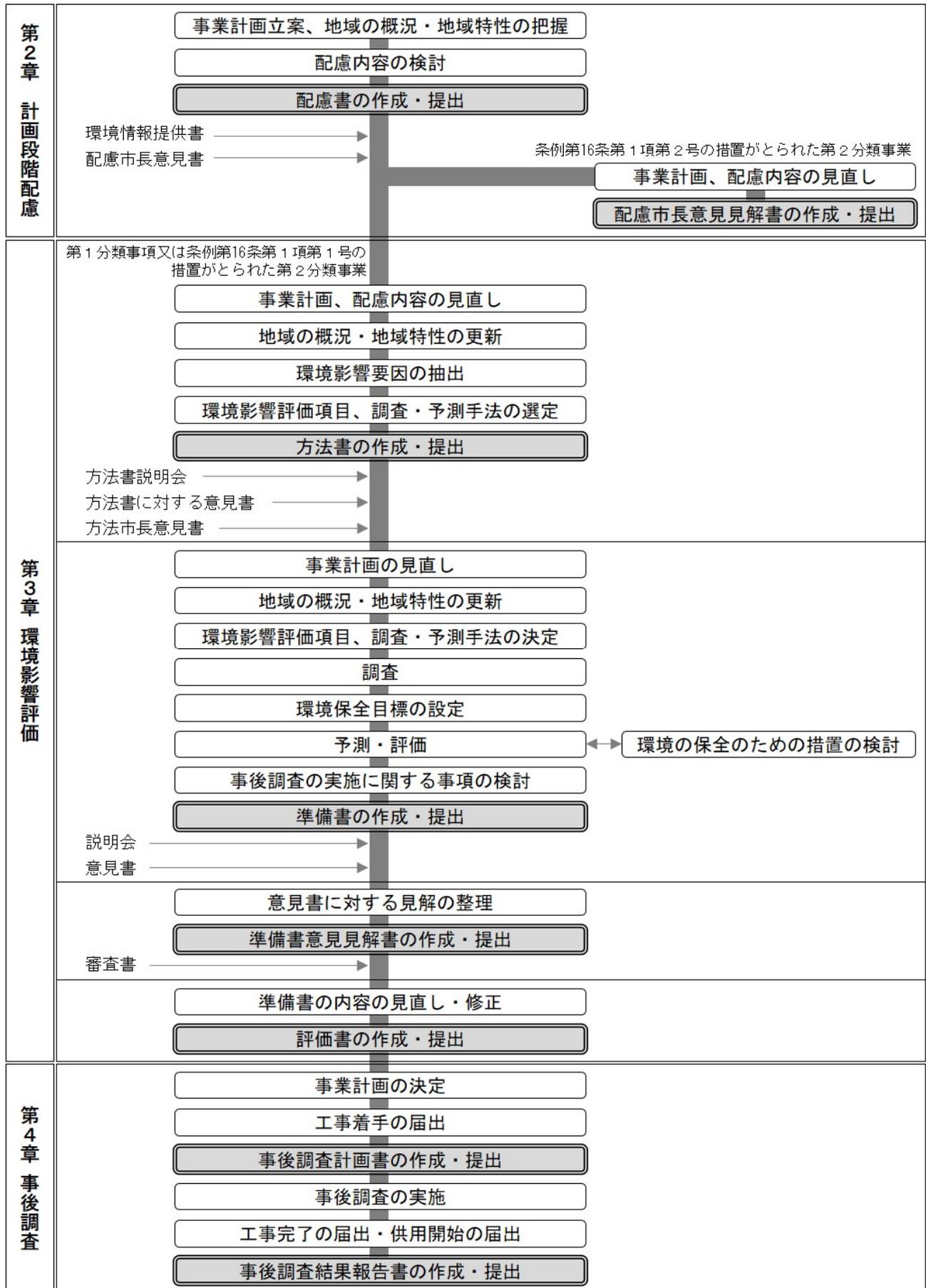
【解説】

一連の図書等は、市民や横浜市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）等へ計画段階配慮、環境影響評価及び事後調査の内容を示すために作成するものです。

図書等は、次の事項に留意して作成します。

- (1) 市民が分かりやすい客観的な表現とし、表や図等の視覚的資料を用いて理解しやすいように工夫すること。
- (2) 記載内容について十分に検討し、配慮書から事後調査結果報告書まで整合のとれた内容とすること。
- (3) 図書等に用いる資料、予測に用いる係数、原単位等については、その出典を明らかにし、資料の引用を行う場合には、著作権について必要な手続を行うこと。
- (4) 技術的、専門的な分析資料や計算過程などの資料の分量が多い場合は、原則としてこれらは目次を付けた別冊の資料とし、本文中では脚注で参照すること。
- (5) 調査において、貴重な生物等が確認された場合には、これらの保護に十分配慮した記載とすること。

別図1 計画段階配慮、環境影響評価及び事後調査の図書等作成の基本的な流れ



※囲み内の下線は、令和5年度第20回審査会(3/22)からの変更点です。

第2章 計画段階配慮

第1 配慮書

1 配慮書の作成手順

配慮書は、事業の目的及び必要性並びに事業特性を整理し、地域特性を把握したうえで、配慮指針に定める配慮事項について、配慮すべき内容を検討して作成する。

なお、地域特性の把握は、別表1に掲げる地域の概況の中から事業特性と関連のある項目について調査し、考察を加えることにより行う。

【解説】

配慮書は、計画段階事業者が事業の計画を立案するにあたり、配慮指針に従って検討した計画段階配慮の内容を具体的に示した図書です。

計画段階配慮の目的は、事業の計画の立案にあたり、あらかじめ環境の保全について配慮することです。このため配慮書は、事業の内容や規模、事業を実施しようとする区域（以下「計画区域」という。）の設定など、事業計画の見直しが可能な時期に作成することが望まれます。具体的には、事業の基本構想又は基本計画の立案段階で、事業計画の諸元が明らかになる時期を目安とします。

なお、計画区域の候補が複数あるなど、事業計画について複数の案がある場合は、原則として複数案について各々配慮書を作成することとします。ただし、事業の規模や工法、施設配置など、部分的に複数案がある場合は、比較表等を用いて配慮書を作成することができます。

計画段階配慮の検討手順は、配慮指針に記載されています。検討手順のうち地域特性の把握は、別表1の地域概況のうち事業特性と関連のある項目について調査し、考察を加えることによって行います。地域の概況の調査範囲は、計画区域及び環境に影響が生じると想定される周辺地域が含まれるように設定し、原則として最新の既存資料（経年変化を含む。）の収集整理により行います。計画段階の環境配慮を検討するうえで、既存資料を補足する必要がある場合には、専門家等へのヒアリングや目視による調査等を行います。

2 配慮書の構成

配慮書の構成は、原則として次のとおりとする。

(1) 事業計画の概要

- ア 計画段階事業者の氏名及び住所
- イ 事業の名称
- ウ 事業の種類、規模
- エ 計画区域
- オ 事業計画に係る許可等の内容
- カ 事業の目的及び必要性
- キ 事業計画の内容
- ク 事業計画を立案した経緯
- ケ 図書作成の受託者

(2) 地域の概況及び地域特性

※囲み内の下線は、令和5年度第20回審査会（3/22）からの変更点です。

- (3) 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容
- (4) その他必要な事項
- (5) 資料

【解説】

(1) 事業計画の概要

事業計画を示すものとして、次の内容を記載します。なお、配慮書の段階では、事業計画が詳細には決まっていない場合もあると考えられますが、市民に事業計画の内容が伝わるよう、可能な限り具体的に記載します。

なお、事業の規模等が確定していない場合は、原則として想定しうる最大の規模等を記載し、規模や配置の複数案がある場合には、各々整理して記載します。

ア 計画段階事業者の氏名及び住所

法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載します。

イ 事業の名称

事業の名称を記載します。図書を作成する時点で決まっていない場合は、仮称で記載します。

ウ 事業の種類、規模

事業の種類は、条例別表（第2条）に掲げる事業の種類から該当するものを記載します。事業の規模は、第1分類事業、第2分類事業の区別を行うために必要な事項です。

エ 計画区域

計画区域は、地形図など適切な縮尺の平面図に記入して明示します。必要に応じて航空写真を掲載します。

オ 事業計画に係る許可等の内容

どのような法的な根拠で許可等を得て、事業の実施が可能となるのかを規則別表第2も参照して明らかにします。事業実施に係る許認可事項が複数ある場合には全て記載します。

カ 事業の目的及び必要性

事業の上位計画がある場合には、その内容も記載するとともに、上位計画における当該事業の位置付けを記載します。

キ 事業計画の内容

事業特性が明らかとなるよう、次の項目を参考に記載します。

(ア) 事業概要

(イ) 土地利用計画、施設配置計画

(ウ) 現況図（工作物等の配置、周辺を含む現況の土地利用及び整備状況が分かるもの）

(エ) 完成イメージ図

(オ) 施設の供用に係る事項の概要（施設稼働計画、緑化計画、交通計画等）

(カ) 施工計画

(キ) 事業スケジュール

(ク) その他必要な事項

ク 事業計画を立案した経緯

計画区域並びに施設の構造、規模及び配置等の考え方について、主に環境影響の回避又は低減の

観点から記載します。上位計画がある場合は、その目的や方針に照らして適切な環境配慮がなされた事業計画になっていることが分かるように記載します。

なお、事業計画の立案においては社会的要素、経済的要素からも検討されることが想定されるため、これらにも触れて経緯を記載します。また、複数案があった場合、単一案に絞った経緯や理由についても明示します。

ケ 図書作成の受託者

図書作成を受託した者をいいます。受託者の氏名及び住所を記載します。

(2) 地域の概況及び地域特性

整理した地域の概況及び地域特性について記載します。

(3) 配慮指針に基づいて行った計画段階配慮の内容

配慮指針に従い配慮事項を選定し、検討した配慮の内容を具体的に記載します。選定しなかった配慮事項については、事業特性や地域特性から該当しないなど、非選定の理由を記載します。

第2 配慮市長意見見解書

1 配慮市長意見見解書の作成手順

配慮市長意見見解書は、環境情報及び配慮市長意見書の内容を十分考慮し、計画段階配慮の内容を見直したうえで、配慮市長意見と事業者の見解が対比できるよう作成する。

【解説】

配慮市長意見見解書は、条例第16条第1項第2号の措置（環境影響評価、事後調査その他の手続が行われる必要がない旨の通知）をとられた、第2分類事業を実施しようとする者が、配慮市長意見書についての見解を示した書類です。条例に基づく環境影響評価の手続は行わないものの、以降の事業実施段階において環境への配慮が求められます。

配慮市長意見見解書の作成においては、市民等から提供された環境情報や、配慮市長意見書を十分に考慮して、配慮書に記載した配慮の内容を見直します。

2 配慮市長意見見解書の構成

配慮市長意見見解書の構成は、原則として次のとおりとする。

(1) 事業の概要

ア 計画段階事業者の氏名及び住所

イ 事業の名称

ウ 事業概要

(2) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

ア 環境情報及び配慮市長意見を総合的に検討して変更した配慮の内容

イ 環境情報の概要

ウ 配慮市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解

(3) 資料

【解説】

(1) 事業の概要

「ウ 事業概要」は、事業の目的や諸元、計画区域等を記載します。配慮書段階で複数案があり、配慮市長意見見解書の段階で1つの案に絞られている場合は、検討の経緯を併せて記載します。

(2) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

ア 環境情報及び配慮市長意見を総合的に検討して変更した配慮の内容

配慮の内容は、「1 配慮市長意見書の作成手順」で見直した内容を記載します。配慮書からの追加や変更した点が分かるように、これらに下線を引くなどして記載します。

イ 環境情報の概要

配慮書の縦覧期間中に提出された環境情報提供書の件数、環境情報の内容を整理して記載します。環境情報とは、「希少な生物が生息している」というような環境の保全に関する情報のことです。計画地やその周辺の生物の分布や生息状況、樹木などの自然物の状況、過去の地震や風水害等による被災の状況、故事来歴のある場所、地域特有の景観の状況等が挙げられます。環境の保全に関する情報以外のものは「その他の情報」として記載します。

(3) 資料

規則第15条第1項の判定基準に対する考え方についての資料等を添付します。

第3章 環境影響評価

第1 方法書

1 方法書の作成手順

方法書は、配慮書に対して提供された環境情報や、配慮市長意見書で指摘された事項を踏まえるとともに、事業特性及び地域特性を勘案して、環境影響要因を抽出したうえで、環境影響評価項目を選定し、調査及び予測の手法を検討して作成する。

【解説】

方法書は、環境影響評価の調査及び予測の手法を示す図書です。方法書の手続は、環境影響評価を適切かつ円滑に進めるために行うものであり、環境影響評価項目が選定でき、調査及び予測の手法が選定できる程度には事業内容が固まっている必要があります。

方法書の作成にあたっては、配慮書に対して提供された環境情報、配慮市長意見書の内容を踏まえる必要があります。また、事業特性及び地域特性を勘案して環境影響要因を抽出し、影響が大きいと想定される環境影響評価項目を選定し、適切に調査及び予測手法を検討します。

方法書の作成手順は、次のとおりです。

- (1) 対象事業の計画内容の整理
- (2) 地域特性の把握
- (3) 環境影響要因の抽出
- (4) 環境影響評価項目の選定
- (5) 調査及び予測の手法の検討
- (6) 方法書対象地域の設定

(1) 対象事業の計画内容の整理

対象事業の計画内容として、事業の種類や規模等の諸元のほかに、事業の目的及び計画を策定した経緯等を整理する。

【解説】

対象事業の計画内容は、次の点について留意して整理します。

- ア 環境影響評価項目並びに調査及び予測の手法が適切に検討できるよう、配慮書に記載した計画内容よりできるだけ具体的にします。
- イ 提供された環境情報や配慮市長意見書の内容を踏まえて事業計画を見直した場合は、その経過を明らかにします。
- ウ 配慮書において、事業計画に複数の案があった場合は、事業者自らが総合的な評価を実施し、1つの案に絞り込んだ内容及び検討の経緯を整理します。
- エ 対象事業の内容と密接に関係し、環境影響評価を行ううえで考慮すべき計画がある場合や、将来、施設の増設等が検討されている場合には、その内容を対象事業の内容と併せて明らかにします。

(2) 地域特性の把握

配慮書において把握した地域特性について、環境情報や配慮市長意見書を踏まえて見直し、整理する。なお、地域特性の把握に必要な地域の概況は、別表 1 に掲げる事項から環境影響評価を行ううえで必要なものを選択して最新の既存資料により調査し、情報を更新する。地域特性の把握が不十分であるなどの場合は、必要に応じて現地調査等を行う。

【解説】

配慮書段階で把握した地域特性は、方法書作成時点で入手できる最新のデータに更新することを原則とし、提供された環境情報や配慮市長意見書を踏まえ、配慮書段階から検討を進めた事業計画も考慮して見直し、把握します。なお、新たに資料を収集するときには、方法書作成時点の最新の既存資料（経年変化を含む。）を使うものとします。調査及び予測方法を検討するうえで必要な資料が十分収集できないなどの場合には、現地調査等を行います。

事業の計画立案段階で現地調査を行った場合は、その結果を既存資料として取り扱うことができます。

(3) 環境影響要因の抽出

環境影響要因は、事業特性及び地域特性を考慮のうえ、適切に抽出する。

【解説】

環境影響要因とは、事業の実施に伴う環境に影響を及ぼすことが想定される行為及び要因をいい、事業の一部として、工作物の撤去が見込まれる場合には、当該撤去も環境影響要因に含むものとします。また、環境の改善や良好な環境の創造に寄与するプラス面の効果をもたらす行為及び要因も、環境影響要因に含むことが望まれます。プラス面の効果としては、新たな緑地の創出、再生可能エネルギーの利用による温室効果ガス排出量の大幅減などが挙げられます。

環境影響要因の抽出は、事業特性や地域特性、過去の類似事業などから考えられる要因を洗い出し、工事に伴う要因及び存在・供用に伴う要因に分けて捉えることにより行います。工事に伴う要因としては、建設機械の稼働や工事車両の走行、工作物の撤去、土地の改変などが挙げられます。存在・供用に伴う要因としては、高層建築物等の工作物の存在や、工場や研究所等の施設の稼働等が挙げられます。

なお、対象事業と密接に関係し、環境影響評価を行ううえで考慮する計画があれば、その計画を踏まえて環境影響要因の抽出を行います。

(4) 環境影響評価項目の選定

環境影響評価項目は、事業特性及び地域特性を勘案し、別表 2 に掲げる環境影響評価項目の中から適切なものを選定する。また、別表 3 に示す表を用いて環境影響評価項目と環境影響要因の関係を整理する。

【解説】

環境影響評価項目は、項目ごとの別記に記載されている「1 (2) 項目選定する事業の考え方」を参考に、事業特性及び地域特性を勘案して、別表 2 に掲げる環境影響評価項目の中から適切なものを選定する。また、別表 3 に示す表を用いて、環境影響評価項目と環境影響要因が及ぼす影響（プラス面の効果

※囲み内の下線は、令和 5 年度第 20 回審査会 (3/22) からの変更点です。

が見込まれる場合はその効果を含む。)について検討し、「選定」又は「非選定」の理由を客観的に整理します。

事業計画や工事の施工計画が詳細には決まっていない場合は、類似事業の環境影響評価や施設の稼働状況等を参考にして、影響が大きいと想定される項目は選定することを検討します。明らかに軽微な影響にとどまると想定されるものや、一般的な配慮で十分対応できるものについては、非選定とすることで、効果的な環境影響評価を行います。一般的な配慮で対応することとして非選定とした項目は、十分な配慮を実施することが分かるよう、事業計画や配慮指針に基づいて行った配慮の内容（配慮事項に該当しないものを除く。）に、具体的な対策を記載します。

(5) 調査及び予測の手法の検討

選定した環境影響評価項目に係る調査及び予測の手法は、環境影響評価項目ごとに別記の内容に沿って適切に検討する。

【解説】

調査及び予測の手法は、「(1) 対象事業の計画内容の整理」及び「(2) 地域特性の把握」の内容を踏まえ、環境影響の内容及びその程度を適切に把握できる手法を次の事項及び別記の内容に沿って検討します。また、評価の手法についても併せて検討すること。

ア 調査手法の検討

(7) 調査方法

各種文献など最新の既存資料（経年変化を含む。）の収集、現地調査、専門家等からの科学的知見の聴取その他の方法により情報を収集し、その結果を整理・解析する方法とします。

(4) 調査期間、地点

調査結果は、予測時のバックグラウンド値や、影響の程度把握等に用いられるため、予測項目、予測手法を踏まえて適切な期間及び地点を設定します。また、季節等により変動の大きい調査項目は、現況を十分に把握できる期間及び頻度で調査を行う計画とします。なお、調査地点を設定する場合は、設定の考え方を明らかにします。

イ 予測手法の検討

(7) 予測方法

環境の変化又は環境への負荷の量の予測においては、原則として定量的に把握する方法を用いるものとします。ただし、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する方法とします。なお、プラス面の効果を予測する場合も、原則として定量的に把握する方法となるよう留意します。

(4) 予測地域

影響が及ぶと考えられる範囲を適切に設定し、設定した理由を整理します。

(4) 予測地点

予測地点を設定する場合は、予測地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全又は配慮すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切かつ効果的であると認められる地点を設定し、その理由を整理します。

(4) 予測時期

※囲み内の下線は、令和5年度第20回審査会（3/22）からの変更点です。

環境影響要因ごとに適切に設定します。工事中については、原則として工事の実施による影響が最大で、予測に適切かつ効果的であると認められる時期、期間又は時間帯とします。存在・供用時については、原則として工事の完了後又は土地若しくは工作物において行われる事業活動その他の人の活動の開始（以下「供用開始」Dという。）後の定常状態になる時期とします。

(6) 方法書対象地域の設定

方法書対象地域は、条例第 19 条第 1 項の規則で定める基準に従って適切に設定する。

【解説】

方法書対象地域は、文献等の既に入手している情報により、環境影響が及ぶ範囲を想定して、次の考え方を参考に適切に設定します。町丁目の単位で設定することを原則としますが、対象となる町丁目において環境影響を受けないと認められる範囲が大きい場合は、河川、道路、線路等の地形地物で区切ってもよいものとします。

- ア 工事中の建設機械の稼働、存在・供用時の施設の稼働等に伴い、大気汚染物質、水質汚濁物質、騒音、振動等による影響が及ぶと想定される範囲
- イ 工事用車両等の走行に伴い、大気汚染物質、騒音及び振動による影響が及ぶと想定される道路沿道を含む範囲
- ウ 対象事業の実施により日影の影響が及ぶと想定される範囲
- エ 対象事業の実施によりテレビ電波の受信障害に影響が及ぶと想定される範囲
- オ 対象事業の実施により局地的な風向・風速の変化に影響が及ぶと想定される範囲
- カ 事業の実施により地域交通に影響が及ぶと想定される範囲
- キ その他対象事業の実施により影響が及ぶと想定される範囲

2 方法書の構成

方法書の構成は、原則として次のとおりとする。

(1) 配慮市長意見書等を総合的に検討して計画段階配慮書の内容を変更した事項

(2) 対象事業の計画内容

- ア 事業者の氏名及び住所
- イ 対象事業の名称
- ウ 対象事業の種類、規模
- エ 対象事業実施区域
- オ 対象事業に係る許可等の内容
- カ 対象事業の目的
- キ 計画を策定した経緯
- ク 対象事業の内容
- ケ 施工計画
- コ 環境影響評価の受託者

(3) 地域の概況及び地域特性

- ア 調査対象地域の設定

※囲み内の下線は、令和 5 年度第 20 回審査会（3/22）からの変更点です。

イ 地域の概況

ウ 地域特性

(4) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

ア 環境情報及び配慮市長意見を総合的に検討して変更した配慮の内容

イ 環境情報の概要

ウ 配慮市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解

(5) 環境影響要因及び環境影響評価項目

ア 環境影響要因の抽出

イ 環境影響評価項目の選定

(6) 環境影響評価項目に係る調査及び予測の手法

(7) 方法書対象地域

(8) その他環境影響評価に必要な事項

(9) 資料

【解説】

(1) 配慮市長意見書等を総合的に検討して計画段階配慮書の内容を変更した事項

配慮市長意見書及び環境情報の内容について、方法書を作成する段階で十分な検討を行います。総合的に検討して配慮書の内容を変更した事項については、変更点を簡潔に記載します。

(2) 対象事業の計画内容

ア 事業者の氏名及び住所

法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載します。

イ 対象事業の名称

対象事業の名称を記載します。方法書作成時点で決まっていない場合は、配慮書に準じます。

ウ 対象事業の種類と規模

条例の対象となる事業の種類と規模を記載します。配慮書段階で複数案があった場合は、1つの案に絞り込んだ内容及びその検討の経緯を記載します。

エ 対象事業実施区域

配慮書に準じた内容とし、地形図など適切な縮尺の平面図に区域を記入して明示します。対象事業実施区域の範囲には、必要に応じて、対象事業に起因する仮設道路の設置、道路、水路等の付け替えや地下埋設物に関連する工事についても考慮します。

オ 対象事業に係る許可等の内容

どのような法的な根拠で許可等を得て、対象事業の実施が可能となるのかを規則別表第2も参照して明らかにします。対象事業の実施に係る許認可事項が複数ある場合には全て記載します。

カ 施工計画

施工期間や施工方法、工事用車両の走行ルート、工事の施工時間、使用する建設機械等を記載します。施工手順が分かりにくい場合には、施工ステップ図を記載するなど、環境影響要因が理解しやすいよう工夫します。工事に伴い、仮設の歩道等の安全対策を実施する場合は、その内容を併せて記載します。

キ 環境影響評価の受託者

※囲み内の下線は、令和5年度第20回審査会(3/22)からの変更点です。

環境影響評価を受託した者をいいます。受託者の氏名及び住所を記載します。

(3) 地域の概況及び地域特性

地域の概況及び地域の概況から把握される地域特性を記載します。

(4) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮書で記載した内容について、環境情報や配慮市長意見書を十分に考慮して再検討を行った内容を記載します。また、事業計画の検討の進捗に伴い再検討した場合は、その内容も記載します。

(5) 環境影響要因及び環境影響評価項目

別表3に示す「環境影響要因と環境影響評価項目の関連表」を用いて整理し、環境影響要因とその説明、環境影響評価項目の「選定」又は「非選定」の理由を記載します。

なお、対象事業の実施によるプラス面の効果を見込む項目がある場合には、環境影響評価項目の「選定」又は「非選定」の理由の中で、その旨が分かるように記載します。

(6) 環境影響評価項目に係る調査及び予測の手法

環境影響評価項目ごとに別記に沿って検討した内容は、調査手法と予測手法にわけて整理して記載します。

調査手法については、調査地域、調査地点及びそれらの設定の考え方も記載します。

予測手法については、予測方法が定量的か定性的かについても記載します。

(7) 方法書対象地域

適切な縮尺の図面に範囲を明示するとともに、範囲の設定の考え方を明記します。

(8) その他環境影響評価に必要な事項

必要があれば記載します。

(9) 資料

調査及び予測の手法に係る検討経過を示す資料や上位計画の内容を示す資料等を掲載します。

第2 準備書

1 準備書の作成手順

準備書は、方法市長意見書の内容を勘案するとともに、方法書に対する市民等からの意見書に配慮して、環境影響評価項目並びに調査及び予測の手法について検討を加え、これらについて確定した後、調査を実施し、予測及び評価を行い作成する。

【解説】

準備書は、環境影響評価を行うにあたって環境影響評価項目を選定し、調査、予測及び評価を行い、その結果を記載するもので、最終的な評価となる評価書の準備のための図書（評価書の案）です。そのため、客観的に予測できる程度に事業内容が固まっている必要があります。

環境影響評価の方法は、方法市長意見書の内容を勘案するとともに、方法書に対する市民等からの意見書に配慮して、方法書の内容に必要な検討を加えて確定します。その後、各環境影響評価項目について調査、予測及び評価を実施したうえで、それらの結果を整理して準備書を作成します。準備書の作成に際しては、広く市民が理解できるように、分かりやすく客観的な記載とします。

準備書の作成手順は、次のとおりです。

- (1) 調査の実施及び結果の整理
- (2) 事業計画の諸元の見直し
- (3) 環境保全目標の設定
- (4) 予測の実施及び結果の整理
- (5) 環境の保全のための措置の検討
- (6) 評価
- (7) 環境影響の総合的な評価
- (8) 事後調査の実施に関する事項の検討
- (9) 対象地域の設定

(1) 調査の実施及び結果の整理

調査は、環境影響評価項目として選定したそれぞれの項目について、地域の概況で把握した内容に加えて、別記に掲げる調査項目の中から必要な項目を選定して調査を実施することで、予測及び評価等に必要な資料を得るために行うものである。

調査結果は、予測及び評価等に用いやすいように整理する。

【解説】

調査は、既存資料調査、現地調査、専門家等からの科学的知見の聴取その他の方法により情報を収集し、その結果を整理及び解析するものです。調査にあたっては、次の事項に留意します。

ア 既存資料調査

既存資料の観測地点や調査範囲が対象事業実施区域又は環境に影響が生じると想定される周辺地域（以下「周辺地域等」という。）に含まれること、調査時期が入手可能な最新の資料であることなどに留意して実施し、必要に応じて経年変化も把握します。既存資料の観測地点や調査範囲が周辺地域等に含まれない場合は、地域特性が類似している地域の資料であることを確認し、確認した内容を整理します。

イ 現地調査

現地調査を行う場合には、別記に沿って環境影響評価項目の特性に応じた調査地域、調査地点を適切に設定します。調査の際には、希少な生物の生息環境、生育環境を損傷しないよう、十分に配慮して行います。

ウ 調査結果の整理

予測及び評価の検討に用いやすいよう、できるだけ定量化、図表化して整理します。他の環境影響評価項目に関連する結果が得られた場合は、活用できるよう考察を加えて整理します。

(2) 事業計画の諸元の見直し

方法書で把握した地域特性に方法市長意見書や市民等からの意見書を勘案し、必要に応じて事業計画の諸元の見直しを行う。

【解説】

準備書段階では、方法書段階で把握した地域特性に方法市長意見書や市民等からの意見書を勘案し、

※囲み内の下線は、令和5年度第20回審査会（3/22）からの変更点です。

「(1) 調査の実施及び結果の整理」の内容も踏まえて、地域特性に再度考察を加えます。考察を加え環境影響を考慮し、事業計画の諸元を見直す場合は、その経緯等も整理します。

(3) 環境保全目標の設定

環境保全目標は、環境影響評価項目ごとに別記を参考に検討し、実行可能な範囲で環境影響を回避又は低減しているかの視点から適切に設定する。

【解説】

環境保全目標は、事業特性や地域特性、調査結果を考慮のうえ、横浜市の策定した計画・指針等における目標等を踏まえ、現在の環境への影響を最小限にすること、より良い環境を目指すことも念頭に置き、別記に掲げる事項を参考に適切に設定します。なお、対象事業の実施によるプラス面の効果を見込む場合は、良好な環境の創出を念頭に目標を設定します。

環境保全目標は、定量的な目標を原則としますが、予測項目によっては、それが難しい場合もあります。定性的な目標となる場合でも、定量的な予測結果に基づく客観的な評価ができるように検討します。

(4) 予測の実施及び予測結果の整理

予測は、調査によって把握された現在の環境が、対象事業の実施によって、将来どのように変化するかを明らかにするために行う。

予測結果は、調査結果や環境保全目標と対比した評価ができるよう整理する。

【解説】

予測は、定量的な予測を原則とします。環境の保全のための措置をとる場合には、原則としてその措置の内容を反映させて予測を実施します。これは、予測結果から、環境影響の回避又は低減が十分に図られているか、若しくは環境の保全のための措置が適切かを評価するためです。

予測にモデルを用いる場合は、そのモデルの特性を十分に理解し、再現性などモデルの適合性について十分に確認するものとします。また、予測条件として、公的機関や研究所等が提供する最新の原単位又は類似事業の実績値等を用いる場合は、精度の高いものとし、出典を明らかにします。

なお、予測の精度に懸念がある場合は、2種類以上の予測方法を用いて相互に精度の不足を補完するように努めるものとします。

予測結果は、調査結果や環境保全目標との対比がしやすいよう、図表等を用いて分かりやすく整理します。

(5) 環境の保全のための措置の検討

環境の保全のための措置は、事業者により実行可能な範囲で対象事業の実施による環境影響を回避又は低減するために検討する。

【解説】

環境の保全のための措置は、調査、予測及び評価の過程において環境影響を回避、低減又は代償するために検討する措置に加え、なお残る環境影響に対して環境の保全を目的として講じる措置等を含みます。

※囲み内の下線は、令和5年度第20回審査会(3/22)からの変更点です。

す。

環境の保全のための措置は、事業の計画策定段階において十分検討するものですが、予測に際し、改めて整理します。

予測結果が環境保全目標を満足できない場合には、環境の保全のための措置の内容を見直します。

また、予測結果が環境保全目標を満足できる場合でも、より環境影響の低減等を図るための措置について検討します。

なお、将来、環境の保全のための措置が必要となる場合は、環境の状況を把握する時期及び方法、措置の内容等について検討します。

(6) 評価

評価は、原則として、設定した環境保全目標と予測結果を対比することにより行う。また、対象事業の計画内容が環境影響の回避又は低減等を図っているかを考察する。

【解説】

評価は、対象事業の実施による環境影響の程度について、また、環境影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているか、若しくはプラス面の効果が発揮されるかについて、予測結果に基づいて客観的に判断するために行うものです。選定した環境影響評価項目ごとに、調査、予測の結果及び環境の保全のための措置をとる場合にはその内容を踏まえ、環境保全目標に照らして評価します。評価に際しては、根拠及び検討の経緯を明らかにします。プラス面の効果を評価する環境影響評価項目については、対象事業の実施によりどの程度環境が改善するか、又はどのような環境が創造されるかを評価します。

予測結果が環境保全目標を満足できない場合は、環境の保全のための措置を見直して再評価するものとします。また、事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容、実施者及び効果を明らかにする必要があります。

(7) 環境影響の総合的な評価

環境影響評価項目ごとの評価の結果を踏まえて、環境影響の総合的な評価を行うものとする。

【解説】

環境影響評価項目ごとの評価の結果に基づき、対象事業に係る環境影響及びプラス面の効果を評価した場合にはその内容を総括して、総合的な評価を行います。複数の環境影響評価項目に及ぼす影響がある場合は、これらの相互関係を把握したうえで、全体として適切な環境保全対策がなされているかについて検証します。

(8) 事後調査の実施に関する事項の検討

事後調査は、条例第 37 条の規定に基づき、対象事業に係る工事の施工中及び工事の完了後に実施するものである。準備書においては、環境影響評価の結果を踏まえ、事後調査に関する事項として、次の事項を検討する。

ア 事後調査の実施にあたっての考え方

※囲み内の下線は、令和 5 年度第 20 回審査会 (3/22) からの変更点です。

イ 事後調査を実施する環境影響評価項目の選定

ウ 事後調査の内容

- (ア) 環境影響評価項目の工事中、存在・供用時の区分
- (イ) 環境影響要因
- (ウ) 調査項目
- (エ) 調査頻度及び実施時期
- (オ) 調査地域又は調査地点
- (カ) 調査方法
- (キ) その他必要と認める事項

【解説】

環境影響評価では、予測手法等に起因する予測の不確実性や、環境の保全のための措置の効果に係る科学的知見が乏しいなどの不確定要素が潜在しているため、予測及び評価の結果並びに環境の保全のための措置を検証するために事後調査を実施します。

事後調査は、対象事業に係る工事中及び存在・供用時に実施し、調査の結果から予測、評価の結果並びに環境の保全のための措置を検証し、環境保全目標を達成できない場合は、追加的な環境の保全のための措置の検討を行います。事後調査に関する事項は、環境影響評価の結果を踏まえて検討すべきものであるため、準備書の段階において、第4章及び別記も参照し、十分な検討を行います。

事後調査は、原則として現地調査により行いますが、必要に応じて公的機関の調査結果を利用する方法も選択することもできます。また、現地調査で環境影響の程度の把握が困難な場合は、負荷量の把握や環境の保全のための措置の実施状況を調査するなどの方法を使って回避、低減等の状況を確認します。また、事後調査の実施に関する事項の検討にあたっては、次の事項に留意します。

ア 予測手法等に起因する予測の不確実性が高いと考えられる場合や、環境の保全のための措置の効果に係る科学的知見が乏しいなどの場合は事後調査項目として選定し、「選定」又は「非選定」の理由を明らかにします。

イ 事後調査の頻度及び実施時期は、環境影響要因に応じて、「工事中」と「存在・供用時」に分けて検討します。原則として、工事中は環境影響が最も大きくなる時期、存在・供用時は施設の供用開始後、環境影響の状況が定常化する時期とします。ただし、影響の出現に時間を要するもの、影響の程度に経時的な変動が想定されるもの等については、必要に応じて一定期間のモニタリング調査を行うものとします。また、工事の期間が長期にわたる事業については、工事中に数回に分けて事後調査結果を公表することが望ましいため、回数や実施時期を記載します。

(9) 対象地域の設定

対象地域は、条例第26条第1項の規則で定める基準に従って適切に設定する。

【解説】

対象地域は、方法書に対する市民等からの意見書の内容や環境影響評価の結果等を踏まえ、次の考え方を参考に、環境影響を受けるおそれがある範囲を全て含むよう適切に設定します。町丁目の単位で設定することを原則としますが、対象となる町丁目において環境影響を受けないと認められる範囲が大き

※囲み内の下線は、令和5年度第20回審査会(3/22)からの変更点です。

い場合は、河川、道路、線路等の地形地物で区切ってもよいものとします。

- ア 施設（ばい煙発生施設等）の稼働に伴う大気質の予測及び評価を行った場合、大気汚染物質の最大着地濃度地点を含む距離を半径とした範囲
- イ 高層建築物の存在に伴う風環境の予測及び評価を行った場合、対象事業実施区域から建築物の高さの2倍程度の範囲
- ウ 対象事業の実施により騒音、振動等の影響が最大となる地点を含む範囲
- エ 対象事業の実施により日影が影響を及ぼすおそれがある範囲
- オ 対象事業の実施によりテレビ電波の受信障害が生じるおそれがある範囲
- カ 対象事業の実施により交通混雑が生じるおそれがある交差点を含む範囲
- キ 最寄の幹線道路に至るまでの工事用車両等の走行ルート沿道の50m程度の範囲
- ク その他対象事業実施により環境影響のおそれがあると認められる範囲を含む範囲

2 準備書の構成

準備書の構成は、原則として次のとおりとする。

- (1) 方法市長意見書等を総合的に検討して方法書の内容を変更した事項
- (2) 対象事業の計画内容
 - ア 事業者の氏名及び住所
 - イ 対象事業の名称
 - ウ 対象事業の種類、規模
 - エ 対象事業実施区域
 - オ 対象事業に係る許可等の内容
 - カ 対象事業の目的
 - キ 計画を策定した経緯
 - ク 対象事業の内容
 - ケ 施工計画
 - コ 環境影響評価の受託者
- (3) 地域の概況及び地域特性
 - ア 調査対象地域の設定
 - イ 地域の概況
 - ウ 地域特性
- (4) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容
- (5) 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定
 - ア 環境影響要因の抽出
 - イ 環境影響評価項目の選定
- (6) 環境影響評価の結果
 - ア 調査
 - イ 環境保全目標の設定
 - ウ 予測
 - エ 環境の保全のための措置

※囲み内の下線は、令和5年度第20回審査会（3/22）からの変更点です。

才 評価

力 将来、環境の保全のための措置が必要となった場合の状況把握の方法

(7) 環境影響の総合的な評価

(8) 事後調査の実施に関する事項

ア 事後調査の実施にあたっての考え方

イ 事後調査を実施する環境影響評価項目の選定

ウ 事後調査の内容

(9) 対象地域

(10) 方法書に対する意見及び見解等

ア 方法書説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の見解

イ 方法書に対する意見書の概要及び事業者の見解

ウ 方法市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解

(11) その他環境影響評価に必要な事項

(12) 資料

【解説】

(1) 方法市長意見書等を総合的に検討して方法書の内容を変更した事項

方法市長意見書や方法書に対する市民等からの意見書の内容について、準備書を作成する段階で十分な検討を行います。総合的に検討して、方法書の内容を変更した事項については、変更点を簡潔に記載します。

(2) 対象事業の計画内容

対象事業の計画内容は、調査、予測及び評価の前提となるものです。方法書段階よりも検討が進んだ内容については、より具体的に記載します。

環境影響評価の受託者は、環境影響評価を受託した者をいいます。受託者の氏名及び住所を記載します。

(3) 地域の概況及び地域特性

地域特性は、予測及び評価の前提となるものです。統計データ等は、準備書作成時点で入手可能な最新のものをを用いるほか、調査で新たに明らかになったことは反映して記載します。

(4) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

方法書から事業計画の検討が進んで内容に不整合が生じた場合は、それまでの審議の内容を踏まえて適切に修正します。また、方法市長意見書や審査会で、再検討や修正等の指摘があった場合には、それらの意見を踏まえて見直した内容を反映して記載します。

(5) 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定

方法市長意見等を踏まえ内容を見直した場合は、見直した内容を反映して記載します。

(6) 環境影響評価の結果

選定した環境影響評価項目ごとに、調査、予測及び評価の結果を記載します。科学的かつ客観的に、分かりやすく記載します。

環境の保全のための措置については、予測に反映した措置と反映しなかった措置の区別をつけて整理し、環境の保全のための措置を講じることとなった検討経緯及びその理由を併せて記載します。

※囲み内の下線は、令和5年度第20回審査会(3/22)からの変更点です。

また、事業者以外の者による環境の保全のための措置を記載する場合には、実施主体、当該措置の内容及びその担保性を明確に記載します。

(7) 環境影響の総合的な評価

各環境影響評価項目の調査、予測及び評価の結果を踏まえた総合的な評価を客観的に分かりやすく記載します。

なお、配慮指針に基づいて行った配慮の内容等を踏まえて、総合的に対象事業を評価した内容を記載できるものとします。

(8) 事後調査の実施に関する事項

環境影響評価の結果を踏まえて検討した内容は、表を用いるなどして分かりやすく記載します。

(9) 対象地域

適切な縮尺の図面に範囲を明示するとともに、範囲の設定の考え方を明記します。

(10) 方法書に対する意見、見解等

方法書説明会の開催状況、方法書に対する意見書の概要及び事業者の意見への見解、方法市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解を記載します。対になる意見と見解が分かりやすいよう、表などを活用して見やすく整理します。

(11) その他環境影響評価に必要な事項

必要があれば記載します。

(12) 資料

予測条件設定に用いた資料、計算の過程等、本編に掲載するには分量が大きい資料を資料編に掲載します。なお、図書のページ数が多く、取扱いが不便な場合には、(10)から(12)の項目を別冊とすることもできます。

第3 準備書意見見解書

1 準備書意見見解書の作成手順

準備書意見見解書は、準備書に対する市民等からの意見書の概要と事業者の見解を対比できるように作成する。

【解説】

準備書意見見解書は、準備書に対する環境の保全の見地から寄せられた市民等からの意見に対して、事業者として環境の保全の観点からの見解を示した書類です。事業者は、市民等の意見について主旨を適切に把握し、真摯に見解を示すものとします。

2 準備書意見見解書の構成

準備書意見見解書の構成は、原則として次のとおりとする。

(1) 対象事業の概要

ア 事業者の氏名及び住所

イ 対象事業の名称

ウ 事業概要

(2) 準備書に対する意見書の概要及び事業者の見解

※囲み内の下線は、令和5年度第20回審査会(3/22)からの変更点です。

【解説】

(1) 対象事業の概要

「ウ 事業概要」は、準備書に記載した対象事業の種類及び規模並びに対象事業実施区域等を記載します。

(2) 準備書に対する意見書の概要及び事業者の見解

意見書の概要は、同様な主旨の意見内容を環境影響評価項目ごとに整理します。事業者の見解と併せて理解しやすいよう、表を用いるなど工夫して記載します。このほかに、準備書に対する意見書の概要及び事業者の見解を補足するものとして、説明会の開催状況、説明会での質疑や意見の概要等についても記載することが望ましいです。

第4 評価書

1 評価書の作成手順

評価書は、審査書の内容を勘案するとともに、市民等からの意見書等に配慮して、環境の保全のための措置、事後調査計画など準備書の内容について総合的に検討を加えて作成する。

【解説】

評価書は、審査書の内容を十分勘案して、また説明会での質疑及び意見並びに準備書に対する意見書等の内容に配慮して、準備書の内容について検討を加え、環境影響の最終的な評価をとりまとめた図書です。

評価書の作成は、準備書の作成手順に準じるものとします。準備書からの変更についても分かりやすく記載します。

2 評価書の構成

評価書の構成は、原則として次のとおりとする。

(1) 審査書等を総合的に検討して準備書の内容を変更した事項

(2) 対象事業の計画内容

- ア 事業者の氏名及び住所
- イ 対象事業の名称
- ウ 対象事業の種類、規模
- エ 対象事業実施区域
- オ 対象事業に係る許可等の内容
- カ 対象事業の目的
- キ 計画を策定した経緯
- ク 対象事業の内容
- ケ 施工計画
- コ 環境影響評価の受託者

(3) 地域の概況及び地域特性

- ア 調査対象地域の設定

※囲み内の下線は、令和5年度第20回審査会(3/22)からの変更点です。

- イ 地域の概況
- ウ 地域特性
- (4) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容
- (5) 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定
 - ア 環境影響要因の抽出
 - イ 環境影響評価項目の選定
- (6) 環境影響評価の結果
 - ア 調査
 - イ 環境保全目標の設定
 - ウ 予測
 - エ 環境の保全のための措置
 - オ 評価
 - カ 将来、環境の保全のための措置が必要となった場合の状況把握の方法
- (7) 環境影響の総合的な評価
- (8) 事後調査の実施に関する事項
 - ア 事後調査の実施にあたっての考え方
 - イ 事後調査を実施する環境影響評価項目の選定
 - ウ 事後調査の内容
- (9) 対象地域
- (10) 準備書に対する意見及び見解等
 - ア 説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の見解
 - イ 準備書に対する意見書の概要及び事業者の見解
 - ウ 審査書に記載された市長の意見及び事業者の見解
- (11) 方法市長意見書等を総合的に検討して方法書の内容を変更した事項
- (12) 方法書に対する意見及び見解等
 - ア 方法書説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の見解
 - イ 方法書に対する意見書の概要及び事業者の見解
 - ウ 方法市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解
- (13) 審査会に提出した資料等
- (14) その他環境影響評価に必要な事項
- (15) 資料

【解説】

評価書は、審査書等を総合的に検討した結果により変更する場合を除き、準備書の内容に準ずるものとしてします。

- (1) 審査書等を総合的に検討して準備書の内容を変更した事項

審査書等を総合的に検討して準備書に記載した内容を変更した場合は、変更した内容及び理由を明確に記載します。

- (2) 対象事業の計画内容

※囲み内の下線は、令和5年度第20回審査会(3/22)からの変更点です。

審査書等を総合的に検討して対象事業の計画を変更した場合は、変更した諸元を記載します。

環境影響評価の受託者は、環境影響評価を受託した者をいいます。受託者の氏名及び住所を記載します。

(3) 地域の概況及び地域特性

予測条件として整理したものであるため、原則として準備書から更新はしないものとします。

(4) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

準備書に準じて記載します。

(5) 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定

準備書に準じて記載します。

(6) 環境影響評価の予測及び評価

審査書等を総合的に検討して予測、環境の保全のための措置及び評価を変更又は補足した場合は、変更後の内容を記載します。

(7) 環境影響の総合的な評価

審査書等を総合的に検討して内容を変更した場合は、変更後の内容を記載します。

(8) 事後調査の実施に関する事項

審査書等を総合的に検討して事後調査の実施に関する事項を変更又は追加した場合は、変更後の内容を記載します。

(9) 対象地域

準備書に準じて記載します。

(10) 準備書に対する意見、見解等

準備書説明会の開催状況、意見書として提出された準備書に対する環境の保全の見地からの意見への見解を記載します。原則として、準備書意見見解書の内容をとします。対になる意見と見解が分かりやすいよう、表などを活用して見やすく整理します。

(11) 方法市長意見書等を総合的に検討して方法書の内容を変更した事項

原則として準備書から更新はしないものとします。

(12) 方法書に対する意見、見解等

原則として準備書から更新はしないものとします。

(13) 審査会に提出した資料等

審査会に提出した資料等は、最終評価に至るまでの経緯として重要な資料です。そのため、方法書以降に審査会へ提出した資料等は、環境影響評価項目又は時系列ごとに分かりやすく整理します。

(14) その他環境影響評価に必要な事項

準備書に準じて記載します。

(15) 資料

準備書に準じて予測条件設定に用いた資料等を掲載します。図書のページ数が多く、取扱いが不便な場合には、(10)から(15)を別冊とすることもできます。

第4章 事後調査

第1 事後調査の考え方

事後調査は、予測及び評価の結果並びに環境の保全のための措置を検証するため、評価書に記載した事後調査の実施に関する事項に従って実施する。実施の方法は次のとおりである。

(1) 事後調査の実施時期

原則として、評価書に記載した事後調査の実施時期とするが、施工計画や供用開始後の施設の稼働状況によって適切な時期に変更することができる。

(2) 事後調査の地域及び地点

原則として、評価書に記載した事後調査の調査地域、調査地点とするが、これ以外に影響が及ぶことが明らかに認められる場合には、その箇所も調査地域に含め、必要に応じて調査地点を追加する。

(3) 事後調査の方法

原則として、評価書に記載した方法とする。ただし、評価書に記載した方法によることが困難な場合には、同等以上の結果が得られる方法を用いることができる。

【解説】

事後調査の項目は、原則として、予測の不確実性が高い等の理由から選定して評価書に記載したものとします。

対象事業の種類によっては、工事期間が大変長いものもあり、事後調査の実施状況を把握することが難しい場合もあるので、着手後は定期的に打ち合わせを行うなど、適宜、事業の進捗状況を報告します。

(1) 事後調査の実施時期

原則として、評価書に記載した事後調査の実施時期とします。ただし、工事の施工計画や供用後の運用計画の変更等により、時期を変更する必要性が生じた場合には、適切に見直して実施します。工事中は、原則として工事の実施による影響が最大の時期、存在・供用時は原則として供用開始後の定常状態になる時期とします。時期を変更した場合には、その理由や変更後の時期の適切さを明らかにします。

(2) 事後調査の地域及び地点

原則として、評価書に記載した事後調査の地域及び地点とします。ただし、施工計画の変更や周辺状況の変化等により、計画した調査地域及び地点以外の調査が必要となる場合は、その地域及び地点も含めるものとし、追加する理由を明らかにします。

(3) 事後調査の方法

事後調査は、原則として現地調査により行うものですが、必要に応じて公的機関の調査結果を利用する方法を選択することもできます。なお、環境の保全のための措置の実施状況は、関連資料やヒアリング等により把握し、必要に応じて写真を添付します。

※囲み内の下線は、令和5年度第20回審査会(3/22)からの変更点です。

第2 事後調査計画書

1 事後調査計画書の作成手順

事後調査計画書は、評価書に記載した事後調査の実施に関する事項の内容を踏まえて、事後調査を実施しようとするときに作成する。

【解説】

事後調査計画書は、次の点に留意して作成します。

(1) 事後調査計画書の作成時期

事後調査計画書は、原則として、時期を「工事中」と「供用後」に分けて作成します。工事中については、対象事業に着手する時期や事後調査の実施時期に応じて、事前に事後調査計画書を作成します。供用後については、施設を供用開始する時期や事後調査の実施時期に応じて、事前に事後調査計画書を作成します。

(2) 事後調査の手法

施工計画や供用開始後の施設運用計画の内容に応じて、手法を見直した場合は、変更した内容及び理由を明らかにします。

2 事後調査計画書の構成

事後調査計画書の構成は、原則として次のとおりとする。

(1) 対象事業の計画内容

- ア 事業者の氏名及び住所
- イ 対象事業の名称
- ウ 対象事業の種類、規模
- エ 対象事業実施区域
- オ 対象事業の概要
- カ 対象事業の実施状況

(2) 工事の施工計画又は供用開始後の運用計画

(3) 評価書に記載した事後調査を実施する環境影響評価項目及び事後調査の内容

(4) 評価書に記載した事後調査の内容に検討を加えたもの

(5) 事後調査を行う期間

(6) 事後調査結果報告書を提出する時期

(7) 事後調査の受託者

【解説】

(1) 対象事業の計画内容

事後調査の前提となる事業計画が理解できるよう簡潔に記載します。なお、評価書の提出後、変更（事業内容の修正の届出が不要の範囲の変更）があった場合には、その時点における最新の内容を反映して記載します。

(2) 工事の施工計画又は供用開始後の運用計画

(1)と同様に記載します。

※囲み内の下線は、令和5年度第20回審査会（3/22）からの変更点です。

- (3) 評価書で記載した事後調査を実施する環境影響評価項目及び事後調査の内容
評価書に基づいて記載します。
- (4) 評価書で記載した事後調査の内容に検討を加えたもの
(1) (2)を踏まえて(3)に検討を加えた結果、内容を見直した場合には、その理由が明らかとなるように整理して記載します。
- (5) 事後調査を行う期間
具体的な実施時期や期間を整理して記載します。
- (6) 事後調査結果報告書を提出する時期
原則として、調査の実施後、調査結果がまとまる時期を想定して記載します。
ただし、調査期間が長期である場合に複数回に分けて事後調査結果報告書を提出することや、毎年モニタリング調査を実施する場合に数年分をまとめた事後調査結果報告書を提出することもできます。そうした場合には提出する回数や時期を記載します。
- (7) 事後調査の受託者
事後調査を受託した者をいいます。受託者の氏名及び住所を記載します。

第3 事後調査結果報告書

1 事後調査結果報告書の作成

事後調査結果報告書は、評価書に記載した予測結果及び環境保全目標と事後調査の調査結果を対比するとともに、環境の保全のための措置の状況なども併せて対比して整理及び考察し、作成する。

事後調査の調査結果が予測結果や環境保全目標と著しく異なり、環境に著しい影響を与えるおそれがある場合には、追加的な環境の保全のための措置を検討し、予測及び評価を行ったうえで環境の保全のための措置を講じるよう努める。

【解説】

事後調査結果報告書（工事中、供用後）は原則として、調査終了後、速やかに提出するものとします。ただし、複数の事後調査の実施時期が近接している場合は、複数の調査結果をまとめて報告することができます。

なお、事後調査の結果が予測結果と異なり、環境に著しい影響を与えるおそれがある場合には、調査実施後、事後調査結果報告書の作成を待たず、直ちに市に結果を報告するものとします。併せて、追加的な環境の保全のための措置を検討します。

2 事後調査結果報告書の構成

事後調査結果報告書の構成は、原則として次のとおりとする。

- (1) 対象事業の内容
- ア 事業者の氏名及び住所
 - イ 対象事業の名称
 - ウ 対象事業の種類、規模
 - エ 対象事業の実施区域
 - オ 対象事業の概要

※囲み内の下線は、令和5年度第20回審査会（3/22）からの変更点です。

- カ 対象事業の実施状況
- キ 事後調査の受託者
- (2) 事後調査結果
 - ア 事後調査計画書で記載した事後調査を実施する環境影響評価項目及び事後調査の内容
 - イ 事後調査の実施時期、実施期間
 - ウ 事後調査結果
 - エ 予測結果、環境保全目標及び環境の保全のための措置
 - オ 事後調査結果の考察
 - カ 追加的に環境の保全のための措置を講じた場合、その措置、予測及び評価の結果又は事後調査の結果

【解説】

(1) 対象事業の内容

事後調査の前提となる事業計画が理解できるよう、評価書の内容を簡潔に記載します。なお、評価書及び事後調査計画書の提出後、変更（事業内容の修正の届出が不要の範囲の変更）があった場合には、その時点における最新の内容を反映して記載します。

対象事業の実施状況は、工事の進捗状況、対象事業に係る土地又は施設の供用の状況を記載します。工事の施工スケジュールを変更した場合は、変更後の内容と理由を記載します。

事後調査の受託者は、事後調査を受託した者をいいます。受託者の氏名及び住所を記載します。

(2) 事後調査結果

事後調査の結果は、評価書に記載した予測結果と比較できるように記載します。また、事後調査実施時における環境の保全のための措置の実施状況について記載します。

事後調査の結果が予測結果と著しく異なり、追加的な環境の保全のための措置を実施した場合には、その内容、評価の結果及び実施後の事後調査の結果を記載します。

横浜市環境影響評価技術指針で使用する用語（五十音順）

本技術指針（本編）で使用する用語は、次のとおりです。

あ行

か行

環境影響（条例第2条第1号）

事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。）。

環境影響評価（条例第2条第1号）

環境影響について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価すること。

環境影響評価項目（条例第7条第2項第1号）

環境影響評価を行うための項目。事業者は、事業や地域の特性などを考慮した上で、適切な項目を選定する。

環境影響要因（技術指針）

事業の実施に伴って、環境に影響を及ぼすことが想定される行為及び要因。事業の一部として、工作物の撤去及び廃棄が見込まれる場合には、それらも含む。

環境の改善及び良好な環境の創造に寄与するプラス面の効果をもたらすものも、これに含むことが望まれる。

環境保全目標（技術指針）

実効可能な範囲で環境影響を回避又は低減しているかの視点から設定する目標。横浜市の作成した計画等における目標等を踏まえ、個々の環境影響評価項目について設定する。

計画段階事業者（条例第4条第1項）

第1分類事業又は第2分類事業を実施しようとする者（委託に係る事業にあつては、その委託をしようとする者。）。

計画段階配慮（条例第2条第6号）

事業の計画の立案に当たり、環境の保全の見地から、その計画に係る環境影響について、配慮すること。

工作物

建築物をはじめ、土地に定着する人工物の全て。

さ行

事業者（条例第2条第5号）

対象事業を実施し、又は実施しようとする者（委託に係る対象事業にあつては、その委託をし、又は委託をしようとする者）。

事業特性（環境影響評価法に基づく基本的事項（環境庁告示第八十七号））

当該事業の内容（事業の目的及び必要性、事業の種類、計画区域並びに事業の内容及び規模）。

事後調査計画書（条例第38条第1項）

事業者が事後調査の実施にあたり、評価書の記載に基づき、予測結果、評価及び環境保全措置の検証等を目的として作成し、市長に提出する書類。

事後調査結果報告書 (条例第 38 条第 3 項)

事業者が事後調査を行ったときに、事後調査の結果、環境の保全のために講じた措置等を記載して作成し、市長に提出する書類。

審査書 (条例第 31 条第 1 項)

条例第 28 条第 1 項の意見及び条例第 29 条第 1 項の見解に配慮して、準備書について環境の保全の見地からの市長の意見を記載した書面。

説明会 (条例第 27 条第 1 項)

対象地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会。

た行

対象地域 (条例第 26 条第 1 項)

準備書の内容について周知を図る必要がある地域として規則で定める基準 (条例第 20 条第 1 項の規定により述べられた環境の保全の見地からの意見及び条例第 23 条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み、1 以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域を含む地域であること) に従って事業者が定めた地域。

地域特性 (配慮指針第 4 第 2 項第 2 号)

計画区域及び環境に影響が生じると想定される周辺地域について、技術指針別表 1 に掲げる地域の概況のうち、事業特性と関連のある項目について調査して得られた結果に考察を加えたもの。なお、環境影響評価の段階においては、「計画区域」を「対象事業実施区域」と読み替えるものとする。

な行

は行

配慮指針 (条例第 6 条第 1 項)

「横浜市環境配慮指針」の略語。条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、環境影響について計画段階事業者が配慮すべき事項に関する指針を定めたもの。

配慮市長意見書 (条例第 11 条第 1 項)

条例第 10 条第 1 項の規定による環境情報に配慮して、環境の保全の見地からの市長の意見を記載した書面。

方法市長意見書 (条例第 21 条第 1 項)

方法書について、条例第 20 条第 1 項の意見に配慮して、環境の保全の見地からの市長の意見を記載した書面。

方法書説明会 (条例第 19 条の 2 第 1 項)

方法書対象地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会。

方法書対象地域 (条例第 19 条第 1 項)

対象事業の実施により環境に著しい影響があると見込まれ、方法書の内容について周知を図る必要がある地域として規則で定める基準 (対象事業実施区域を含む地域であること、既に入手している情報によって 1 以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域を含む地域であること) に従って事業者が定めた地域。

ま行

や行

ら行

わ行